工事書類簡素化要領（営繕工事）　新旧対象表

改定前	改定後	備考
工事書類簡素化要領（営繕工事）	工事書類簡素化要領（営繕工事）	
（対象工事） 第２条　この要領は、札幌市が発注する工事のうち、次の（１）及び（２）に該当する工事に適用する。 （１）工　　種：建築、電気、機械設備、管（土木工事を除く） （２）設計金額：設計金額が 250 万円を超える工事	（対象工事） 第２条　この要領の対象工事は、札幌市工事施行規程第２条第１号に規定する営繕工事とする。	記載変更
（附則） この要領は、平成22年12月１日以降入札する工事に適用する。 この要領は、平成27年10月１日以降契約する工事に適用する。 この要領は、平成28年４月１日以降契約する工事に適用する。 この要領は、令和２年７月１日以降契約する工事に適用する。 この要領は、令和３年７月１日以降契約する工事に適用する。 この要領は、令和７年４月１日以降契約する工事に適用する。 ただし、適用日時点で施工中の工事に関し、監督員（工事主任）の承諾を得た場合は、これを適用できるものとする。	（附則） この要領は、平成22年12月１日以降入札する工事に適用する。 この要領は、平成27年10月１日以降契約する工事に適用する。 この要領は、平成28年４月１日以降契約する工事に適用する。 この要領は、令和２年７月１日以降契約する工事に適用する。 この要領は、令和３年７月１日以降契約する工事に適用する。 この要領は、令和７年４月１日以降契約する工事に適用する。 この要領は、令和８年４月１日以降契約する工事に適用する。 ただし、適用日時点で施工中の工事に関し、監督員（工事主任）の承諾を得た場合は、これを適用できるものとする。	追記
別表１	別表１	全面改定 ※記載省略
	様式１	新規作成 ※記載省略
	様式２	新規作成 ※記載省略